

# 東日本大震災について

# 災害復旧事業の実施状況

## ■ 東日本大震災に係る災害復旧補助の査定状況

H27.2.10現在

年度	申請事業者数	災害査定件数	事業費及び調査額	
			通常査定	特例査定
H23年度	182事業者	241件	301億円	—
H24年度	48事業者	59件	14億円	1,001億円
H25年度	3事業者	6件	0.5億円	23億円
H26年度	2事業者	2件	0.03億円	—
合計	※202事業者	308件	315億円	1,024億円

※ 同一事業者を除く

- 平成24年度より、沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業で、復興計画等との調整により早期の災害査定の実施が困難な場合には、災害査定方法等の特例を定めて実施
- 特例査定後の実施に際しては、厚生労働省と協議の上、保留解除の手続きが必要

## ■ 特例査定の保留解除状況

H27.2.10現在

	事業者数		調査額 (億円)	保留解除件数				保留解除済み事業費 (億円)			
	査定実施	協議開始		H24	H25	H26	計	H24	H25	H26	計
岩手県	19事業者	8事業者	218	2件	16件	19件	37件	0.6	12.7	39.5	52.8
宮城県	22事業者	18事業者	681	12件	25件	31件	68件	13.6	79.0	96.0	188.6
福島県	5事業者	3事業者	124	—	4件	5件	9件	—	6.3	7.2	13.5
合計	46事業者	29事業者	1,024	14件	45件	55件	114件	14.2	98.0	142.7	254.9

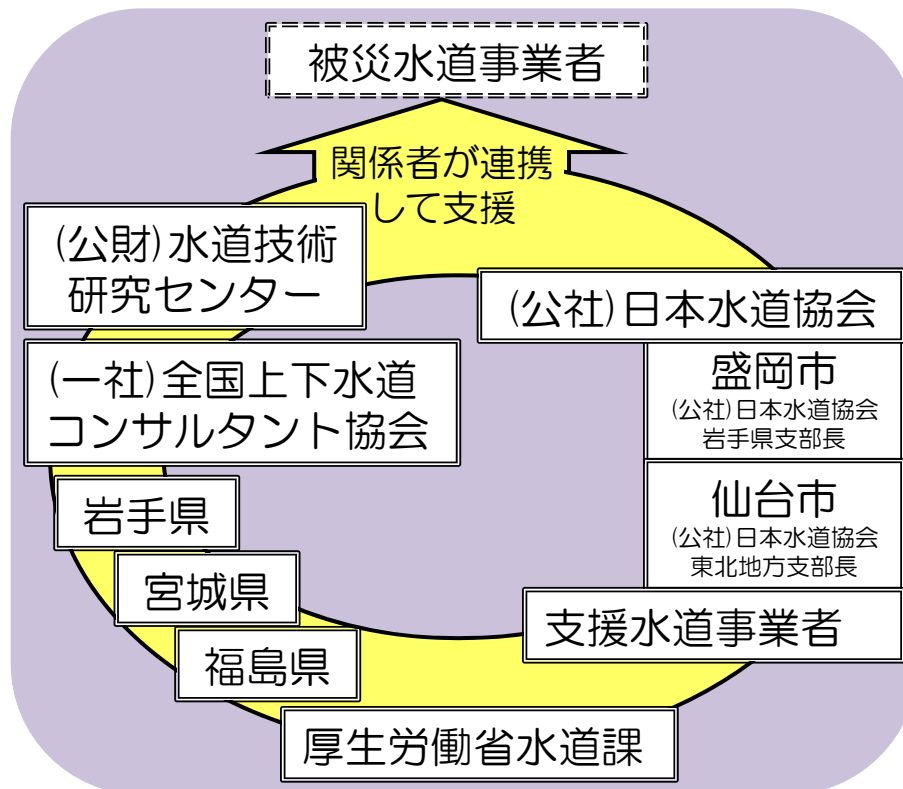
# 水道復興支援連絡協議会活動状況 (H24～)

日程	会合	内容
<b>H24/4/11</b>	<b>第2回会合(場所:東京)</b>	<b>平成23年度の取組み状況について報告、意見交換、平成24年度の予定(協議会、災害補助等)について情報提供、意見交換</b>
4/16-17	第3回岩手県現地調査部会(場所:盛岡)	災害復旧国庫補助等について説明、質疑応答 山田町、大槌町、陸前高田市、田野畑村、釜石市、大船渡市の水道復興計画案などについて意見交換し、技術的助言などを実施
4/18-19	第3回宮城県現地調査部会(場所:仙台)	災害復旧国庫補助等について説明、質疑応答 石巻地方広域水道企業団、気仙沼市、南三陸町、七ヶ浜町、女川町、登米市の水道復興計画案などについて意見交換し、技術的助言などを実施
4/19	水道復興支援説明会(福島県)(場所:福島)	災害復旧国庫補助等について説明、質疑応答、相馬地方広域水道企業団の水道復興計画案などについて意見交換、技術的助言などを実施
9/19	水道復興支援事前説明会(場所:郡山)	復興支援協議会の取組み状況(モデル事業、特例査定)について説明
10/10	第4回宮城県現地調査部会(場所:仙台)	石巻地方広域水道企業団、気仙沼市、南三陸町、七ヶ浜町、女川町、登米市の水道復興計画案などについて意見交換し、技術的助言などを実施、災害査定状況について説明
10/25	第4回岩手県現地調査部会(場所:盛岡)	山田町、大槌町、陸前高田市、田野畑村、釜石市、大船渡市の水道復興計画案などについて意見交換し、技術的助言などを実施 災害査定状況について説明
H25/2/13	第1回福島県現地調査部会(場所:福島)	復旧・復興に関する諸手続きについて説明(保留解除に伴う協議設計等)、福島県の被災・復興状況の報告
2/14	第5回宮城県現地調査部会(場所:仙台)	復旧・復興に関する諸手続きについて説明(保留解除に伴う協議設計等)
2/14	第5回岩手県現地調査部会(場所:盛岡)	復旧・復興に関する諸手続きについて説明(保留解除に伴う協議設計等)
<b>3/12</b>	<b>第3回会合(場所:東京)</b>	<b>平成24年度の取組み状況、被災状況調査について報告、意見交換、平成25年度の予定について情報提供、意見交換</b>
11/27	第6回宮城県現地調査部会(場所:仙台)	各事業体における現状の課題、支援要望について、復旧・復興に関する諸手続き等における質問と厚生労働省回答に関する意見交換
11/27	第2回福島県現地調査部会(場所:福島)	保留解除に伴う設計協議の手続き事例について紹介、現状の課題、支援要望について
H26/1/10	第6回岩手県現地調査部会(場所:盛岡)	各事業体における現状の課題、支援要望について、復旧・復興に関する諸手続き等における質問と厚生労働省回答に関する意見交換
3/6-7	第7回宮城県現地調査部会	被災事業体において意見交換 (場所 岩沼市;岩沼市、山元町、亘理町 / 南三陸町;南三陸町、気仙沼市、石巻地方広域水道企業団)
3/17	第7回岩手県現地調査部会	被災事業体において意見交換(場所 大槌町)
3/17-18	第3回福島県現地調査部会	被災事業体において意見交換(場所 南相馬市、浪江町、いわき市、双葉地方水道企業団)
<b>3/19</b>	<b>第4回会合(場所:東京)</b>	<b>平成25年度の取組み状況、被災状況調査について報告、意見交換、平成26年度の予定について情報提供、意見交換</b>
9/30-10/1	第8回岩手県現地調査部会(場所:宮古市)	現状の課題、支援要望等に関する意見交換、実施計画協議の進め方等に関する説明(厚労省)及び質疑応答 現地視察(宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市)
10/3	第8回宮城県現地調査部会(場所:宮城県)	現状の課題、支援要望等に関する意見交換、実施計画協議の進め方等に関する説明(厚労省)及び質疑応答
10/15-16	第4回福島県現地調査部会(場所:福島他)	現状の課題、支援要望等に関する意見交換、実施計画協議の進め方等に関する説明(厚労省)及び質疑応答 放射能対策に関する意見交換、現地視察(小山浄水場、富岡町、広野町)
H27/2/12-13	第5回福島県現地調査部会	相馬地方広域水道企業団を訪問し、復旧に向けた意見交換及び現地視察(周辺事業体も任意参加) 浪江町役場を訪問し、復旧の見通し及び人的支援について意見交換、現地視察
2/17-18	第9回岩手県現地調査部会	釜石市及び大槌町を訪問し、復旧の見通し及び人的支援に向けた意見交換及び現地視察
2/23-24	第9回宮城県現地調査部会	気仙沼市、女川町及び石巻地方広域水道企業団を訪問し、復旧の見通し及び人的支援に向けた意見交換及び現地視察

# 東日本大震災水道復興支援連絡協議会

○津波により街全体が壊滅的な被害を受け、復旧の目途の立たない地域については、今後、街づくりと整合した水道の復旧・復興方法についての検討を行い、復旧、復興計画を策定していく必要がある

○これら一連の取組みに対する技術的支援等を行う枠組みとして東日本大震災水道復興支援連絡協議会を設置



## ■連絡協議会の基本的役割

- 支援を求める被災事業者に対し支援事業者等をマッチング（日水協他）
- 支援事業者の求めに応じ水道復興計画に対し技術的助言（有識者他）
- 支援事業者の求めに応じ災害査定国庫補助事務等の情報提供（国、県）

## ■支援事業者の役割（被災事業者の要望に応じ臨機応変に対応）

- 街づくりに伴う水道整備計画（構想）等の立案支援
- 復興までの水道事業実施計画の立案支援（一時的な給水計画等を含む）
- 災害査定実務の支援（国、県、日水協等との連絡調整等）

# 復旧・復興支援マッチング

## 水道復興支援連絡協議会による基本的な支援体制

被災事業者の応援要請に基づき支援事業者をマッチング

被災水道事業者



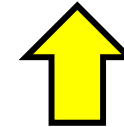
支援水道事業者

支援事業者は職員派遣による技術協力等で支援

### 復旧支援状況

平成27年1月時点

被災事業者等		支援事業者等
岩手	宮古市	岩手県、神奈川県
	大船渡市	神奈川県、【八戸圏域水道企業団】
	陸前高田市	【大阪市、盛岡市、一関市、名古屋市】
	釜石市	岩手県、【盛岡市、北九州市】
	大槌町	堺市、岩手県、矢巾町、【神戸市】
	山田町	神奈川県、【和歌山市】
	田野畑村	香川県、岩手県、【紫波町、深谷市】
	県	東京都、埼玉県、【高知市】
宮城	気仙沼市	さいたま市、広島市、岡山市、桑名市、札幌市水道サービス協会、宮城県、【千葉県、松山市】
	岩沼市	南国市、【寒河江市】
	亘理町	豊田市、東京都（新宿区）
	山元町	横浜市、【蕨市】
	七ヶ浜町	【新潟市】
	女川町	川西市
	塩竈市	神奈川県
	南三陸町	横浜市、登米市、庄内町、豊岡市、神戸市、豊岡市
	石巻地方広域水道企業団	秋田市、神奈川県内広域水道企業団、さいたま市、大阪広域水道企業団、桐生市、【北見市、酒田市、川口市、武蔵野市、菊池市、横浜市、北千葉広域水道企業団、春日那珂川水道企業団、八戸圏域水道企業団】
	県	【千葉県、大阪広域水道企業団、愛知県、埼玉県、三重県、神奈川県、香川県、石川県、沖縄県】
福島	南相馬市	【所沢市、七尾市】
	県	大阪広域水道企業団、【愛知県】
他(石巻市、南三陸町)		【現地水質検査チーム（水道技術研究センター、横浜市）】



復興支援連絡協議会に参加する水道関係者のバックアップ

### 連絡協議会参加者

- ・有識者
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・福島県
- ・日本水道協会  
（本部、盛岡市、仙台市他）
- ・水道技術研究センター
- ・全国上下水道コンサルタント協会
- ・厚生労働省

※青字は、連絡協議会以外（知事会、市長会等）を通じた人的支援、【】内は現地を終了した支援

# 現在の水道水に係る放射性物質への対応

## 管理目標値

食品衛生法(飲料水)の暫定規制値の見直しに合わせて、放射性物質に関する指標、モニタリング方法、超過時の対応等を平成24年4月1日から適用。

- ・放射性セシウム134及び137の合計で10Bq/kg
- ・衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標値とする。

## 測定方法

- 「水道水等の放射能測定マニュアル」(平成23年10月)による。
- 原則としてゲルマニウム半導体検出器を用いることにより、セシウム134及びセシウム137それぞれについて、検出限界値1Bq/kg以下を確保することを目標とする。

## 検査頻度

- 原則として1か月に1回以上
- ※表流水等を利用する水道事業者等に関しては、高濁度時における十分な情報が収集されるまでの間、1週間に1回以上とする。
- ※十分な検出感度による水質検査によっても3か月連続で検出されなかった場合、以降の検査は3か月に1回とすることができる。

厚生労働省は、福島県及び近隣10都県において実施されたモニタリング結果を集約して定期的に公表。管理目標値の設定(平成24年4月1日)以降、管理目標値を超える放射性セシウムは検出されていない。

# 浄水発生土の処分等の概要

( $^{134}\text{Cs}$ 及び $^{137}\text{Cs}$ の合計濃度)

国(環境省)で処理

**10万Bq/kg超**

県内の遮へいできる施設で保管

**10万Bq/kg以下**

濃度ごとに敷地境界から一定の距離をとり、  
管理型処分場に仮置き

・8千~10万の最終的な処分について、  
環境保全のあり方を引き続き検討

**8千Bq/kg以下**

(跡地利用を公園・広場等に限る場合)  
管理型処分場に埋立処分

園芸用土等の出荷自粛中の再利用用途について、  
安全性を評価、一定濃度以下の発生土について  
自粛を解除して再利用を促進

・公園・広場等以外の跡地利用は、  
利用用途ごとに安全性を評価

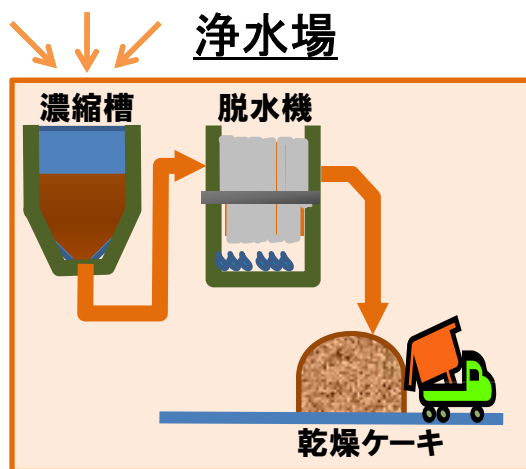
**クリアランスレベル以下※**

再利用

・他の原材料との混合・希釈等を考慮し、  
市場に流通する前にクリアランスレベル  
以下になる物は利用可能

・園芸用土等の製品について、出荷  
を自粛し、安全性を評価

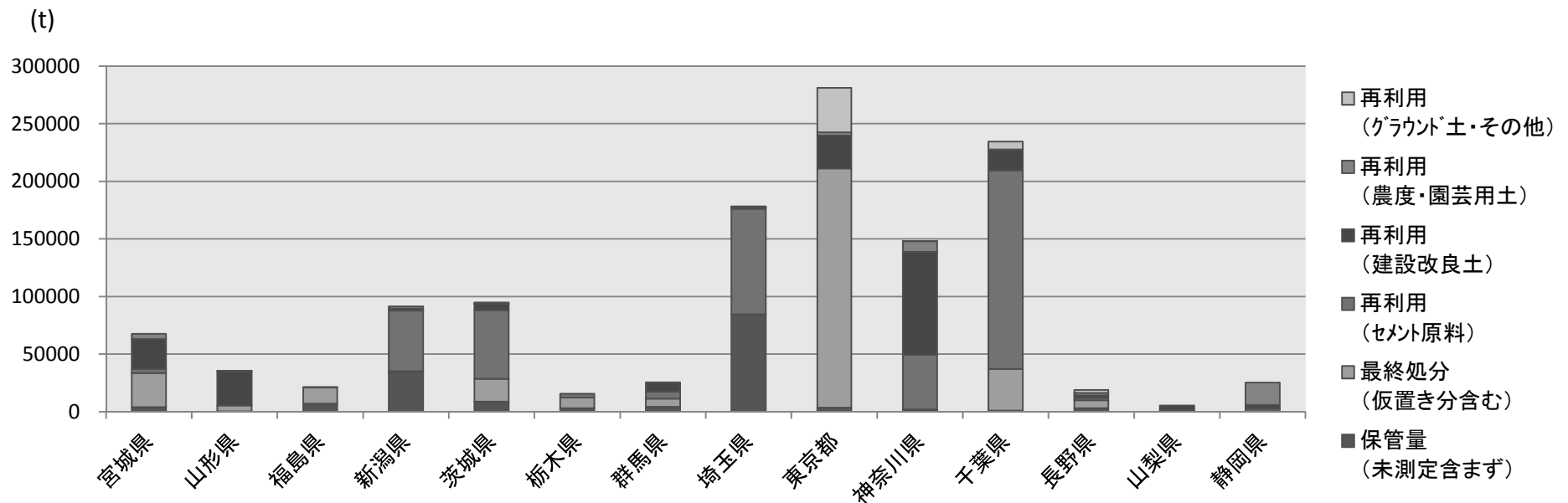
※原子炉等規制法に定めるコン  
クリート等のクリアランスレベル  
は100Bq/kg



# 浄水発生土の処分状況

(単位:トン) 平成27年1月9日時点

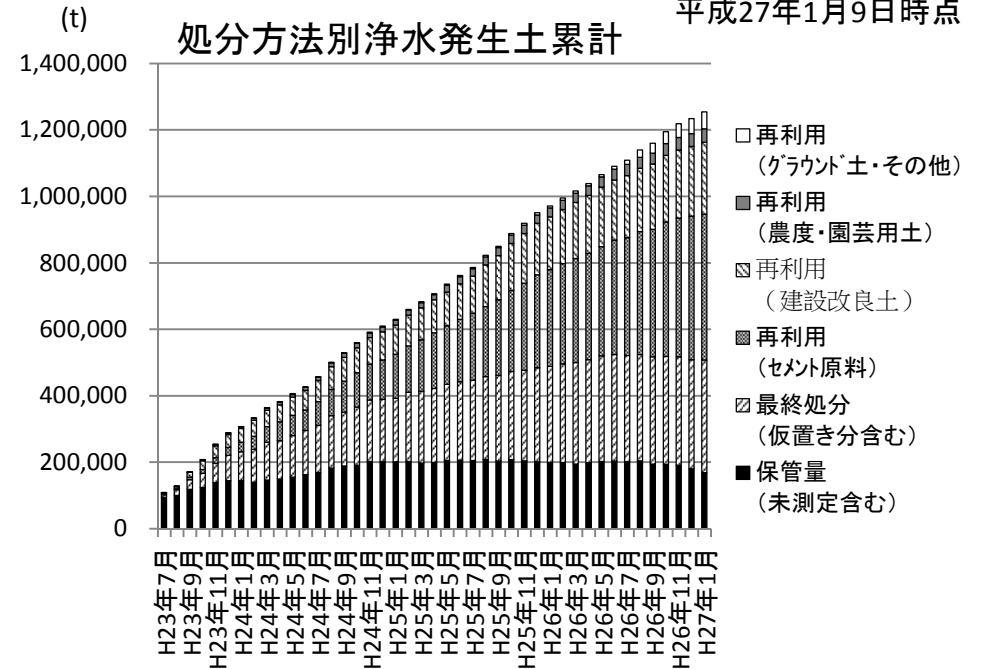
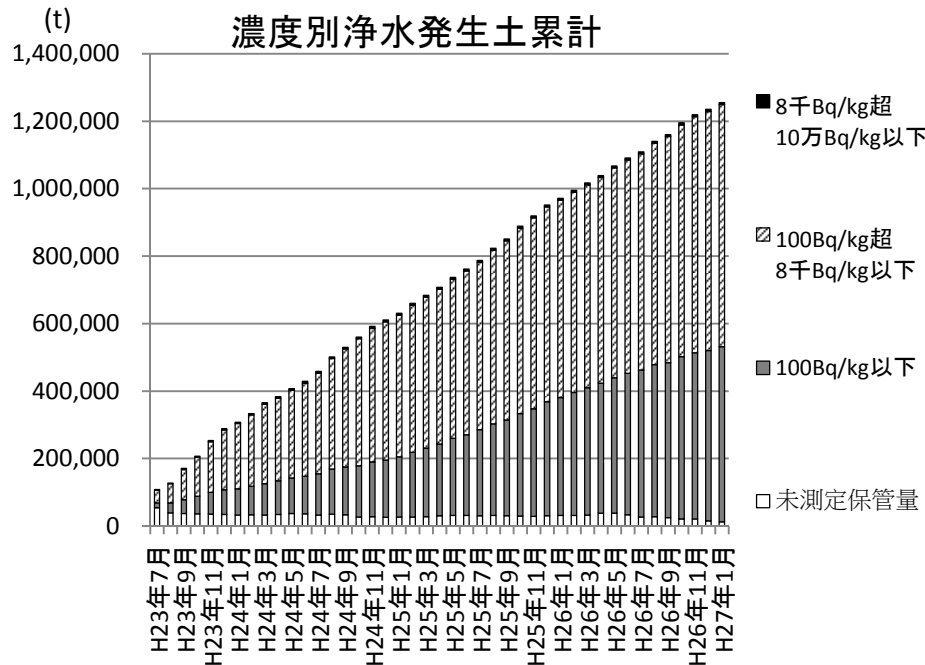
	保管	最終処分場に仮置き	最終処分	再利用 (セメント原料)	再利用 (建設改良土)	再利用 (農土・園芸用土)	再利用 (園芸用土)	再利用 (グラウンド土)	再利用 (農土)	再利用 (その他)	計
宮城県	4049		29516	3506	26076		4370				67518
山形県	108		5200		29850	9				35	35202
福島県	7065		13835		467						21366
新潟県	34321		931	52512	773	1288	28			1489	91342
茨城県	8680		19952	59590	5299		9			1163	94693
栃木県	3098		9090	3314							15501
群馬県	4289		7058	6087	7869					147	25450
埼玉県	84250		308	91559	1190	728				235	178269
東京都	3515		207418		28671		2742	413		38331	281090
神奈川県	1205		672	47434	89489	470	8210		470	10	147959
千葉県	985		36052	172345	17892	40		3658	348	3042	234363
長野県	3024		6922	2190	1989	101			2028	2599	18854
山梨県	1342				4171						5513
静岡県	413	21	1941	396	3008	9876	9493				25149
全体	156345	21	338895	438934	216743	12512	24852	4071	2846	47051	1242269





# 浄水発生土の放射性物質汚染への対応

平成27年1月9日時点



## 放射性物質汚染対処特措法

### 放射性物質により汚染された廃棄物の処理

- ① 環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがある地域を指定
- ② 環境大臣は、①の地域における廃棄物の処理等に関する計画を策定
- ③ 環境大臣は、①の地域外の廃棄物であって放射性物質による汚染状態が一定の基準を超えるものについて指定
- ④ ①の地域内の廃棄物及び③の指定を受けた廃棄物(特定廃棄物)の処理は、国が実施
- ⑤ ④以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用
- ⑥ ④の廃棄物の不法投棄等を禁止

一定の基準  
8千Bq/kg

## 原子力損害賠償制度

- 「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づき、平成23年8月5日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」策定。
- 中間指針において、東京電力が賠償すべき損害を類型化。
  - ✓ 水、浄水発生土の検査費用
  - ✓ 浄水発生土の処分費用 等

## 放射性物質を含む浄水発生土の再利用指標

- セメント・コンクリート等 ⇒ 製品状態で100Bq/kg以下
- 農業用培土 ⇒ 製品状態で400Bq/kg以下
- 園芸用土 ⇒ 浄水場からの搬出(原料)時点で400Bq/kg以下
- グラウンド土 ⇒ 浄水場からの搬出(原料)時点で200Bq/kg以下

# 原子力損害賠償について

- 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力賠償の範囲の判定等に関する中間指針（原子力損害賠償紛争審査会）：平成23年8月5日

厚生労働省水道課 事務連絡		賠償の対象期間	東京電力 提示内容
H24 5.1	<b>【1回目の損害賠償請求の受付開始】</b> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償に係る基準等について	H23年 11月末	<b>【賠償対象】</b> 検査、放射性物質低減、摂取制限対応、汚染発生土保管/処分、等に係る追加的費用（※必要かつ合理的な範囲）
H24 8.30	<b>【2回目の損害賠償請求の受付開始】</b> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の2回目の請求受付開始について	H24年 3月末	請求対象期間の変更 賠償対象は変更無し、但し、広報費用について賠償対象外の例示を追加
H25 1.31	<b>【3回目の損害賠償請求の受付開始】</b> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の営業損害等に係る請求の受付開始(3回目)について	H24年 3月末	減収分(逸失利益)及び人件費を請求対象に追加
H25 7.31	<b>【4回目の損害賠償請求の受付開始】</b> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の平成24年度分に係る請求の受付開始(4回目)について	H24年度 発生分	平成24年度に発生した費用が対象 賠償対象の追加・変更無し
H25 11.5	平成25年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について	H25年度 以降	水道水及び水道原水のモニタリング、放射性物質が検出された浄水発生土に係る費用の考え方
H26 3.20	<b>【5回目の損害賠償請求の受付開始】</b> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への賠償の平成25年度分に係る請求の受付開始(5回目)について	H25年度 発生分	平成25年度に発生した費用が対象 賠償対象の追加・変更無し
H26 10.23	平成27年度以降の原子力損害に関する東京電力株式会社の賠償の考え方について	H27年度 以降	水道水のモニタリング回数に関する賠償対象の考え方

※東京電力との合意が困難である場合は「原子力損害賠償紛争解決センター」に申し立てることも可能